

難民と認定した事例等について

1 「難民」の定義

出入国管理及び難民認定法では、「難民」の定義について、「難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第1条の規定又は難民の地位に関する議定書（以下「議定書」という。）第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。」と規定しています（入管法2条3号の2）。

これら難民条約及び議定書上の難民（以下「条約難民」という。）の定義は、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するために国籍国の保護を受けることを望まないもの、及び、常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの」となっています（※）。

2 難民該当性の判断

申請者が申し立てる「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」に係る本人や関係者の供述や提出資料等の証拠を元に、不自然、不合理な点がなく一貫性があるか否か、出身国等に係る客観的情報と整合するか否か等の観点から信ぴょう性の評価を行った上で、その内容が条約難民の定義に該当するか否かの難民該当性を判断しています。

3 「条約難民としての認定」と「人道配慮による在留許可」

武力紛争による本国情勢の悪化に起因する生命の危険から我が国に逃れてきたなど、条約難民に該当するものとは認められないものの、国際的保護を必要とする者等については、人道上の観点から我が国での在留を配慮するものとして、個々の事案ごとに諸般の事情を勘案した上で、在留特別許可や在留資格変更許可を行うなどの法制度の運用を行っています。

これら「条約難民としての認定」及び「人道配慮による在留許可」により、我が国での庇護等を行っているところです。

※ 閣議了解等に基づいて受け入れている「定住難民」（資料1参照）は、「条約難民」とは異なります。

①難民と認定した事例及びその判断のポイント

【事例 1】

(概要)

申請者は、本国において、反政府軍のグループのリーダーであった弟が政府軍との戦闘で死亡し、自身を含む弟の親族が反政府軍関係者として本国政府から手配されていることから、帰国した場合、本国政府に逮捕されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報（以下「出身国情報」という。）によれば、本国において、政府軍と反政府軍との戦闘を禁じる緊張緩和地帯が設置されているものの、依然として反政府勢力圏の緊張緩和地帯に対する政府軍による空爆等が行われており、本国政府が反政府的な立場にあると認識した者やその関係者を攻撃対象とし、不当な拘禁等の違法行為に及んでいることが認められる。

申請者の申立て等によれば、申請者の弟が本国で反政府軍のグループのリーダーとして活動していたことが認められ、上記のような国内情勢に鑑みれば、帰国した場合、本国政府から迫害を受ける具体的、客観的な危険性があると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例 2】

(概要)

本国において、民族Aを中心とした大統領派の政府軍と民族Bを中心とした元副大統領派の反政府軍との間で内戦が起きているところ、申請者は、民族Bである上、与党の党员であるにもかかわらず、元副大統領を支持し、公務員であるにもかかわらず、大統領の命令に従わなかったことから、本国政府から反政府的人物とみなされているため、帰国した場合、逮捕されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国において、大統領を支持する政府軍と元副大統領を支持する反政府軍との間で断続的に戦闘が繰り返されている上、それぞ

れの軍を構成する主要な民族間での紛争の様相を強め、政府軍により特定の民族の排除が行われていることが認められる。

申請者の申立て等によれば、民族Bである申請者は、公務員であるにもかかわらず、大統領の命令に従わなかったところ、治安当局から勤務先に対し、申請者の解雇を要求する文書が送付されたことなどが認められ、上記のような国内情勢に鑑みれば、帰国した場合、本国政府から迫害を受ける具体的、客観的な危険性があると認められる。

したがって、申請者は、「人種」及び「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例3】

（概要）

申請者は、本国において、コメンテーターとして、複数のマスメディアを通じて反政府武装組織を批判したことにより、同組織から殺害する旨の脅迫を受けたほか、警告状が届いたことから、帰国した場合、反政府武装組織に殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、本国において、反政府武装組織が勢力を拡大したことにより、治安情勢が急速に悪化しており、本国政府の管轄下にあるのは全土の5割程度にすぎず、本国政府の統治能力が著しく低下した状態にあると認められ、また、反政府武装組織が自らに批判的な意見を報道したマスメディアを軍事目標としていることなども認められる。

申請者の申立て等によれば、申請者は、反政府武装組織が軍事目標としているマスメディアにコメンテーターとして出演し、反政府武装組織に反対する立場から政府の今後の展望などについて発言したところ、脅迫を受けたことが認められ、上記のような国内情勢に鑑みれば、帰国した場合、反政府武装組織から生命又は身体に危害を加えられるおそれがあり、また、本国政府による効果的な保護を期待できないと認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例4】

（概要）

申請者は、宗派Aの信者であるところ、本国において、宗派Aの過激派組織からの入隊の勧誘に応じなかったため、暴行及び脅迫を受けたことから、

帰国した場合、宗派Aの過激派組織から命を狙われるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国において、宗派Aの過激派組織は、兵員不足を補うため、高い給料を提示して勧誘したり、少年を入隊させたりしており、勧誘を断った人々に対して暴行を加えている上、軍事体制を中心に政府と密接な協調関係にあることなどが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、宗派Aの信者の義務として過激派組織に入隊して、戦いに参加するよう勧誘されたものの、それに応じなかったため、不信仰者とみなされ、暴行及び脅迫を受けたことが認められ、上記のような国内情勢に鑑みれば、帰国した場合、宗派Aの過激派組織から生命又は身体に危害を加えられるおそれがあり、また、本国政府による効果的な保護を期待できないと認められる。

したがって、申請者は、「宗教」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例5】

(概要)

本国において、申請者は、部族Aであり、宗派Bを信仰しているところ、家族が部族Cで宗派Dを信仰している反政府武装組織から銃撃されたことなどから、帰国した場合、反政府武装組織から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国では、反政府武装組織の侵攻により、首都が占領され、本国政府がE地域に避難しており、現在でも、F地域を拠点とする反政府武装組織とE地域を拠点とする政府軍との間で激しい戦闘が行われており、そこには宗派Bと宗派Dによる宗教戦争という側面があることなどが認められる。

申請者の申立て等によれば、申請者の家族は、政府軍の勢力下に居住し、政府軍を支援している部族Aであるために、反政府武装組織から銃撃されたと認められ、上記のような国内情勢に鑑みれば、帰国した場合、反政府武装組織から生命又は身体に危害を加えられるおそれがあり、また、本国政府による効果的な保護を期待できないと認められる。

したがって、申請者は、「宗教」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有

する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例6】

（概要）

申請者は、本国において、反政府武装組織のリクルーターに騙されて同組織に加入し、数か月にわたり政府軍との戦闘の後方支援活動に従事させられた後、同組織を脱走し、恩赦を求めて出頭したが、その際に軍関係者から性的暴行を加えられたことなどから、帰国した場合、軍関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、本国において、反政府武装組織との関係が疑われる者について軍関係者による拷問や虐待が行われていることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、恩赦を受ける目的で出頭した際に軍関係者から性的暴行を加えられ、また、同様の被害に遭っていた友人が、被害事実をマスメディアに暴露しようとしていた矢先に殺害されたことが認められ、上記のような国内情勢に鑑みれば、帰国した場合、軍関係者から迫害を受ける具体的、客観的な危険性があると認められる。

したがって、申請者は、「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例7】

（概要）

申請者は、本邦において、少数民族の団体の幹部としてデモを主催したり、少数民族に対する本国政府の政策を批判する内容の書籍を出版したりしたことから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、本国政府は、少数民族が住む地域における独立運動や反政府活動を行った者について、厳しく取り締まっていることなどが認められる。

申請者の申立て等によれば、申請者は、少数民族の団体の幹部として、デモを主催するなど公の場で活動し、少数民族に対する本国政府の政策を批判する内容の書籍を出版するなど積極的に活動しており、独立運動や反政府活動の活動家として本国政府から把握されている可能性が高いと認められ、上記のような国内情勢に鑑みれば、帰国した場合、本国政府から迫害を受ける具体的、客観的な危険性があると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例 8】

（概要）

申請者は、本国において、A国の機関で働いている父が、反政府武装組織のメンバーから、A国の機関で働くことをやめなければ家族を殺害する旨の脅迫を受け、自身も、学校からの帰宅途中に襲われたことから、帰国した場合、反政府武装組織からA国政府とつながりがある者であるとみなされ、殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、本国では、反政府武装組織によるテロが多発しており、同組織がA国を含む駐留外国軍やA国に支援を受けた政府及び国際開発援助機関の職員を攻撃対象としていることなどが認められる。

申請者の申立て等によれば、申請者は、本国にあるA国の機関の責任者である父の子として、反政府武装組織に把握されているのは明らかであると認められ、上記のような国内情勢に鑑みれば、帰国した場合、反政府武装組織から生命又は身体に危害を加えられるおそれがあり、また、本国政府による効果的な保護を期待できないと認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例 9】

（概要）

申請者は、本国において、宗教団体を母体とする政党の地域支部の幹部として活動していたところ、来日後に、軍や警察が本国の自宅を訪れたほか、上記政党の党员であった家族が逮捕、訴追されていることから、帰国した場合、自分も逮捕され、訴追されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、本国では、暫定政権樹立以降、上記宗教団体がテロ組織に指定され、その支持者を含め、同団体の関係者が反政府勢力とみなされ、弾圧されていることが認められる。

申請者の申立て等によれば、申請者の来日後に、軍や警察が本国の自宅を訪問しており、その理由は申請者が上記宗教団体の関係者であることが把握

されたためと認められ、上記のような国内情勢に鑑みれば、帰国した場合、軍や警察に逮捕されるなどの迫害を受ける具体的、客観的な危険性があると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例 10】

(概要)

申請者は、本国において、野党の支持者として、デモに参加した際に警察官から暴行を加えられたこと、本国政府に雇用対策を求めるデモに参加した際に警察官から暴行を加えられ、その後、身柄を拘束されたこと、来日後、姉が、申請者に対する出頭通知書を警察から受領したことなどから、帰国した場合、公の秩序を乱したという罪で警察に逮捕され、収監されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国政府は、野党の関係者を投獄するなどしてその活動を抑え込んでいる状況にあり、抗議デモに対しても治安部隊による過度な武力行使や恣意的な逮捕が行われ、政治的動機に基づいた起訴がなされるなど、厳しい取締りを行っており、また、与党が下院の全議席を獲得しており、与党の影響力は国内全土に及んでいることなどが認められる。

申請者の申立て等によれば、申請者は、野党の支持者にすぎず、活動内容も主導的なものではないが、デモに参加した際に警察に身柄を拘束され、さらに、逮捕を前提とする出頭通知書が発付されているため、本国政府から反政府的な立場にある者として認識されていると認められ、上記のような国内情勢に鑑みれば、帰国した場合、本国政府に逮捕され、収監されるなどの迫害を受ける具体的、客観的な危険性があると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例 11】

(概要)

申請者は、本国のA地域において、政党Bの活動家として、選挙の際に政党Bへの支持を呼び掛けるなどの活動を行ったところ、本国の治安当局に身柄を拘束され、釈放されたものの、現在、出頭命令が出されていることから、帰国した場合、政党Cから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を

行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国は、政党CがA地域全体を武力制圧して以降、政党Bが支配するD地域と政党Cが支配するA地域に分断された状態にあり、両者による統一政権樹立に向けた動きがあるものの、依然として、対立関係は解消されておらず、政党Cの支配下のA地域においては、治安当局による恣意的な逮捕が行われており、とりわけ、政党Bの関係者は、反対勢力とみなされ、逮捕、拷問等の対象とされやすいことが認められる。

申請者の申立て等によれば、申請者は、国際連合難民高等弁務官以外の国際連合の機関に難民として登録されていたものであるが、A地域において、政党Bの活動家として活動したことを理由に身柄を拘束されたことがあり、現在、出頭命令が出されている状況にあり、政党Cから政党Bの関係者として把握されていると認められ、上記のような国内情勢に鑑みれば、申請者が帰国して、政党Bが支配するD地域に赴くことは困難である。

したがって、難民条約第1条D項の後段の国際連合の機関の保護が終了した者であると認められ、条約難民に該当すると認められた。

②難民と認定しなかった事例及びその判断のポイント

1 迫害理由として「人種」を申し立てるもの

【事例 1】

(概要)

申請者は、民族Aであるところ、本国において、民族Aの用いる言語を話していたため、学校の先生に脅迫されたり、民族Bの同級生たちから、差別的な言葉を言われ続けたりしたことなどから、帰国した場合、民族Bから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の家族は、本国で問題なく生活していること、出身国情報によれば、本国では、民族Aの用いる言語による教育やテレビ及びラジオ放送が認められるなど、当該言語を保護する動きが認められる上、本国政府が民族Aの人権保障に取り組んでいることなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 2】

(概要)

申請者は、本国において、少数民族であるため、人々から差別されていたことから、帰国できないとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が少数民族であることによって受けた扱いは、近隣の住民から見下された程度であって、難民条約上の迫害には当たらないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

2 迫害理由として「宗教」を申し立てるもの

【事例 3】

(概要)

申請者は、宗教Aを信仰しているところ、本国において、宗教Aの信者であることを知られれば疎外されるため、隠れて信仰しなければならなかったこと、宗教Aの信者であることを知っている人から見下され、侮辱されたことなどから、帰国した場合、宗教Bの信者から差別や抑圧を受けるおそれが

あるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者は、宗教Bの信者から身体的危害を加えられたことはない上、宗教Aを信仰している申請者の家族は、本国で問題なく生活していること、出身国情報によれば、本国政府は、宗教Aの信者をめぐる状況の改善に取り組んでいることなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例4】

(概要)

申請者は、宗教Aの信者であるところ、本国において、宗教Bの信者から宗教Bに改宗しなければ殺害する旨の脅迫を受けたことから、帰国した場合、宗教Bの信者から殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者は、宗教Bの信者から身体的危害を加えられたことはないこと、申請者の主張する迫害主体は、宗教Bの信者であって、出身国情報によれば、本国では、憲法によって、信教の自由が認められ、他人の宗教を妨害する行為が禁止されており、本国政府当局が私人による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

3 迫害理由として「政治的意見」を申し立てるもの

【事例5】

(概要)

申請者は、本国において、フェイスブックに、野党を支持するとともに、政権を批判する投稿を行ったところ、フェイスブックを通じて、与党の黨員と思われる者から脅迫を受けたことから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者は、申立ての裏付けとなる資料を容易に提出できるはずであるにもかかわらず、提出しないこと、与党の黨員と思われる者から脅迫を受け、本国政府から迫害を受けるおそれを感じたというにもかかわらず、その後、本邦にある本国政府機関に自ら赴いて旅券の更新手続を受けており、本国政府から迫害を受けるおそれを有している者の行動として不自然であることなど

から、信ぴょう性が認められないとして「不認定」とされた。

【事例 6】

（概要）

申請者は、本国において、憲法改正を求めるデモに度々参加したこと、デモに参加した際に警察に写真を撮影され、監視されるようになったことから、帰国した場合、本国政府当局に逮捕されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者は、本国で参加したいずれのデモにも、多数の参加者の一人として参加したにすぎないこと、申請者及び家族は、本国政府官憲から身柄拘束等をされたことがないこと、申請者は、デモ参加後に、何ら問題なく自己名義旅券の発給及び本国からの出国手続きを受けていることに加え、本国の政府若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関の推薦を受けて技能実習生として本邦に入国していること、また、出身国情報によれば、本国においては、近年、民主化運動の指導者が率いる政党が政権与党となり、政治活動や言論に対する規制が大幅に緩和されているなど、本国情勢に変化が認められることなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 7】

（概要）

申請者は、本国において、反政府組織Aの熱心な支持者であり、同組織のデモに度々参加していたところ、妻が、自宅にやって来た警察官から、デモに参加した者は逃がさない旨警告されたことから、帰国した場合、逮捕され、投獄されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者及び家族は、警察官から身柄拘束等をされたことはないこと、申請者は、何ら問題なく自己名義旅券の発給及び本国の出国手続きを受けていること、申請者の家族は、申請者が本国を出国して以降、本国政府官憲から接触を受けたことはないこと、また、出身国情報によれば、本国政府が問題視しているのは、指導的立場にある者及び暴力的な抗議活動に参加した反政府組織Aの構成員であると認められるところ、申請者は、同組織の支持者にすぎず、構成員ではないことに加え、自身の反政府組織Aにおける活動内容は、穏健な態様であり、目立つような活動ではなかった旨自認しており、申請者の活動が本国政府から問題視される態様のもので

あったとは認められないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 8】

(概要)

申請者は、本国において、隣国に奪われた土地の問題解決を首相に求めるデモに参加したところ、兵士と思われる者が、自宅を度々見に来るようになったことから、帰国した場合、兵士と思われる者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、申請者は、デモに多数の参加者の一人として参加したにすぎず、その態様も他の参加者とともに叫んだ程度であること、兵士と思われる者は、申請者の自宅を見ていた程度であって、申請者及び家族が直接的な危害を受けてはいないこと、兵士と思われる者が自宅周辺に来た理由がデモに参加したことにあるというのは、申請者の臆測にすぎないこと、申請者は、デモ参加後に、何ら問題なく自己名義旅券の発給及び本国からの出国手続きを受けていることなどからすれば、条約難民の要件である迫害に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 9】

(概要)

申請者は、本国において、政党Aの党员として、隣国との国境問題に関して、本国の政権与党を批判するデモを行ったこと、その後、警察に連行され、デモを止めるよう警告されたことから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、申請者は、多数の参加者の一人としてデモに参加したにすぎず、その態様もプラカードを掲げていた程度であること、デモに参加した後、警察に連行されたというものの、口頭で警告を受けたのみであり、身柄拘束等はされていないこと、その後、何ら問題なく自己名義旅券の更新手続き及び本国からの出国手続きを受けていることなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 10】

(概要)

申請者は、本国において、政党Aの関係者から、入党するよう複数回勧誘

を受けたことから、帰国した場合、再び政党Aの関係者から入党するよう勧誘されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張する迫害主体は、政党Aの関係者であって、出身国情報によれば、本国政府当局が政党関係者による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例11】

(概要)

申請者は、政党Aの党员として活動していたところ、政党Aと政党Bとの間で起こった争いで、政党Bの関係者が殺害され、その犯人が申請者のいとことされたため、政党Bの関係者から、申請者が上記殺害を計画したと疑われて、脅迫や暴行を受けた上、自宅を襲撃され、両親が脅迫されたことから、帰国した場合、政党Bの関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張する迫害主体は、政党Bの関係者であって、出身国情報によれば、本国政府当局が政党関係者の違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないこと、申請者の申立てによれば、申請者が政党Bの関係者から暴行を加えられた後、入院先の医師が警察に報告し、警察が政党Bの関係者を逮捕しており、実際に、本国政府当局が政党Bの関係者による違法行為を取り締まっている状況が認められることなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

4 その他の申立て

(1) 知人、近隣住民、マフィア等とのトラブルを申し立てるもの

【事例12】

(概要)

申請者は、本国において、妻の手術代のために借金をしたところ、返済できなかつたため、妻が債権者から脅迫されたことから、帰国した場合、債権者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、借金を理由として、債権者から迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 1 3】

（概要）

申請者は、本国において、住んでいたマンションが火事になったところ、家主に火事を起こしたと疑われ、マンションを修繕しなければ殺すと脅迫されたことから、帰国した場合、家主から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は、火事によるマンションの損害を理由として、家主から迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 1 4】

（概要）

申請者は、本邦において、マフィアからの違法薬物密売の協力依頼を断つたため、マフィアから暴行を加えられた上、帰国したマフィアの関係者から家族が脅迫を受けたことから、帰国した場合、マフィアから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は、依頼に応じなかったことを理由として、マフィアから迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 1 5】

（概要）

申請者は、本国において、道路工事の受注に際して、同工事の受注希望者と口論となり、殴り合いのけんかになったことから、帰国した場合、上記受注希望者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は、道路工事の受注におけるトラブルを理由として、受注希望者から迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

（2）本国の治安情勢に対する不安を申し立てるもの

【事例 16】

(概要)

申請者は、本国において、テロリストが、政府と戦闘を行っている上、一般人に対する殺害や暴行事件を起こしていることから、帰国した場合、テロリストから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、本国の一部地域における治安情勢に対する不安を述べているにすぎず、申請者は、これまでテロリストから危害を加えられたことはないこと、申請者の主張する迫害主体は、テロリストであって、出身国情報によれば、本国政府当局がテロリストによる違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

(3) 親族間のトラブルを申し立てるもの

【事例 17】

(概要)

申請者は、本国において、家族との間に、父の遺産の相続をめぐる争いが生じていることから、帰国した場合、家族に殺されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、遺産相続トラブルを理由として、親族に殺されるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 18】

(概要)

申請者は、本国において、夫の浮気が原因で夫婦喧嘩になった際、夫から暴力を振るわれたことから、帰国した場合、夫から暴力を振るわれるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、夫の浮気を原因とする夫婦喧嘩を理由として、夫から暴力を振るわれるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

(4) 家族が難民認定申請していることを申し立てるもの

【事例 19】

（概要）

申請者は、両親が難民であるから、自身も難民であるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

両親が条約難民に該当するとは認められないことから、申請者についても、条約難民に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

（5）本邦での稼働希望を申し立てるもの

【事例 20】

（概要）

申請者は、本国にいる子供たちの生活を支えるため、本邦で稼働したいとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は、本邦における稼働希望を述べているにすぎず、難民条約上の迫害事由に該当しないことが明らかであるとして「不認定」とされた。

（6）個人的な事情を申し立てるもの

【事例 21】

（概要）

申請者は、本邦において、足の痛みの治療を受けたいことなどから、帰国できないとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は、本邦における治療希望を述べているにすぎず、難民条約上の迫害事由に該当しないことが明らかであるとして「不認定」とされた。

【事例 22】

（概要）

申請者は、本邦での生活に慣れていること、身体障害者である親族の世話をする必要などから、帰国できないとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は、本邦における在留の長期化や親族の介護希望を述べているにすぎず、難民条約上の迫害事由に該当しないことが明らかであるとして「不認定」とされた。

(7) カーストを申し立てるもの

【事例 2 3】

(概要)

申請者は、本国において、カーストの異なる女性と婚姻しようとしたところ、相手の家族から反対された上、脅迫や嫌がらせを受けたことから、帰国した場合、相手の家族から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張する迫害主体は、婚姻しようとした女性の家族であって、出身国情報によれば、本国では、憲法によって、民族やカーストによる差別が禁止されている上、本国政府当局が私人による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

(8) 兵役忌避を申し立てるもの

【事例 2 4】

(概要)

申請者は、兵役を忌避しているところ、本国において、徴兵の義務が課せられており、代替役務の制度も認められていないことから、帰国した場合、兵役忌避者として処罰されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

国民に兵役の義務を課し、兵役義務を履行しない者を処罰すること自体は、兵役忌避者が不相当に過重な刑罰を科されているといった事情がない限りは、国家の正当な権利であり、出身国情報によれば、本国では、兵役忌避者に科せられている刑罰が不相当に過重なものであるとは認められないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

(9) LGBTであることを申し立てるもの

【事例 2 5】

(概要)

申請者は、本邦において、本国の家族に同性愛者であることを電話で告白したところ、叱られた上、縁を切るなどと言われたことから、帰国した場合、家族から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張する迫害主体は、家族であって、出身国情報によれば、本国では、同性婚の禁止規定が廃止され、同性愛者の権利保護の取組が認められる上、本国政府当局が私人による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

③人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント

1 紛争待避機会として在留許可を付与した事例

【事例 1】

(概要)

申請者は、本国の民兵検問所において、外国人の民兵と思われる者らから、身柄を拘束されて、連れ去られた上、暴行を受けたことから、帰国した場合、同様の被害に遭うおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、民兵と思われる者らの目的は、金銭の収奪にあつたと考えられることから、申請者の主張は、条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

しかしながら、出身国情報によれば、本国では、内戦の激戦地が政府軍により制圧されて激しい戦闘は収まったものの、いまだ本国政府と反政府勢力との間の戦闘は継続しており、治安が改善する見通しが立っていないことから、帰国した場合、政府軍と反政府勢力による戦闘に巻き込まれる可能性が否定できず、こうした争いが収束するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

2 本国事情や家族状況等を理由に在留許可を付与した事例

【事例 2】

(概要)

申請者は、本国において、軍人らに強姦され、当該軍人の子を妊娠し、出産したこと、本国は治安が悪く安全ではないことから、帰国した場合、再び軍人から強姦されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、当該強姦事件は偶発的に生じたものと認められることから、申請者の主張は、条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

しかしながら、出身国情報によれば、本国では、家長主義の下、女性に対

する差別や暴力が一般的であると認められ、申請者のような男性家族などのサポートを受けることができない女性の国内での移住が現実的ではない上、軍人により強姦され、当該軍人の子を出産したという特有の事情の結果として、移住先において、さらなる人権侵害のおそれを高める要因にさらされる可能性も否定できないことから、こうした状況が改善するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例 3】

（概要）

申請者は、少数民族Aであることなどから、帰国した場合、本国政府当局に逮捕されるなどの迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、少数民族であることのみをもって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、出身国情報によれば、申請者が来日するまで生活していた本国のB州においては、政府軍が反政府勢力への攻勢を強め、数千人の避難民が発生し、不安定な状況にあることなどが認められ、帰国した場合、B州で生活することとなり、同州で、政府軍と反政府勢力の戦闘に巻き込まれ、命の危険に関わる状況に陥る可能性を否定できないことなどから、こうした状況が改善されるまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例 4】

（概要）

申請者は、本国において、居住していた地域の首長から、第三夫人として婚姻してもらいたい旨を言われ、これを断ったことから、帰国した場合、首長に殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者が主張する迫害主体は、居住地域の首長であるところ、出身国情報によれば、本国では、憲法によって、女性の権利が保護され、本国政府による女性の権利向上や治安維持の取組が行われており、本国政府が首長関係者による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められない

ことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、出身国情報によれば、本国では、一夫多妻制の婚姻が相当数行われていることが認められ、また、申請者には頼りとなる親族がいないなどの事情から、帰国した場合、首長による支配を回避するための効果的な措置を受けるのは相当困難であると考えられ、首長から精神的抑圧を長期にわたり受ける可能性があることから、こうした状況が改善されるまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例5】

(概要)

申請者は、少数民族Aであり、本国において、政府と対立関係にある民族Aの軍事組織であるBの軍事訓練を受けたこと、来日後、民族Aの支援組織Cで反政府活動を行っていること、また、Bから本国の家族に対して申請者に対する召集状が届いたことから、帰国した場合、本国政府に身柄を拘束されるおそれがあるほか、Bから徴募されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、Bの軍事訓練に参加したことについて本国政府関係者から何ら言及されたことはないこと、来日後のCでの活動は、一般会員としての範囲にとどまること、Bから強制的又は執拗に召集を受けた状況もうかがえないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、出身国情報によれば、本国では、政府軍とBとの間の戦闘が終結しておらず、Bによる民族Aに対する召集や軍事訓練が引き続き行われているところ、申請者の本国の生活基盤が戦闘地域にあり、家族がBと密接な関係にあることなどから、帰国した場合、政府軍とBとの衝突に巻き込まれる可能性は否定できず、こうした状況が改善されるまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

3 その他の事例

【事例6】

(概要)

申請者は、本国において、友人の誕生日パーティーの際に、参加者同士がけんかとなり、友人が刃物で刺されたところ、被害者の友人の家族から犯人を尋ねられて答えたため、後日、犯人から殺害脅迫を受けたことから、帰国した場合、犯人に殺されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、傷害事件の目撃を理由として、犯人に殺されるかもしれないというものであるから、条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

しかしながら、申請者は、日本人と婚姻しており、婚姻経緯や生活状況に関する夫婦の供述内容は概ね一致し、提出された資料からも、夫婦が同居し、相互扶助をしていることが認められる上、既に夫婦間に日本人実子が出生しており、婚姻の安定性・継続性も認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。